

償却資産（固定資産税）の申告をお願いします

問 税務課 ☎(55)7122

令和2年1月1日現在で償却資産を所有している方は、令和2年1月31日（金）までに申告してください。

申告した償却資産の課税標準額の合計が150万円に満たないときは、課税されません。

▼申告が必要な方／

- ・令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいる個人または法人
- ・令和2年1月1日現在、市内で事業を営んでいないが、事業用の償却資産を貸し付けている個人または法人

▼申告期限／令和2年1月31日（金）

▼申告方法／税務課または各支所に提出
▼申告内容／令和2年1月1日現在所有しているすべての償却資産を申告してください。

昨年申告があった方は、申告書を郵送しますので、今年の増加分・減少分を加除したうえで申告してください。

※昨年、エルタックスによる電子申告または郵送した様式以外の独自様式で申告があった方には、今年から申告書を送付しません。

新たに申告する方や申告書が必要な方は、申告書を郵送しますのでご連絡ください。

◆償却資産申告の対象となるもの（業種別の例）

共通	パソコン、コピー機、応接セット、看板、広告塔、駐車設備 など
建設業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車 など
飲食業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫 など
医科・歯科業	レントゲン設備、歯科診療ユニット、ベッド など
農業	農業用機械類 など
太陽光発電事業	太陽光パネル、フェンス など

※自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車・貨物自動車・自動二輪車などは除きます。
※家屋として課税されている物件は除きます。

償却資産とは…個人または法人で工場や商店などを経営している方が、その事業のために用いることができる構築物、機械、装置、工具、器具、備品など（土地・家屋を除く）のこと。

家屋の新築・増築・取り壊しをお知らせください

問 税務課 ☎(55)7122

固定資産税は、毎年1月1日（賦課期日）現在で、土地・家屋・償却資産を所有している方が、その資産の所在する市町村に納めていただく税金です。正しい課税をするために、平成31年・令和元年中に建物（車庫・物置などを含む）の新築・増築・取り壊しをされた方、または予定のある方は電話などでお知らせください。

粗大ごみの戸別回収をご利用ください

戸別回収の流れ

1 受付センターに電話で予約する

2 住所、氏名、電話番号、品目、およびその大きさ、数量を伝える

3 戸別粗大ごみシールを購入し、受付番号を記入して見やすいところに貼る

4 回収日の午前8時までに、自宅敷地内の道路際に粗大ごみを出す

注意事項

●回収日は毎月第3水曜日です。（ただし、令和2年1月は第4水曜日）日程は「一般家庭ごみ収集カレンダー」などでご確認ください。
●予約申込の受付日時は、回収日2週前の月曜日から1週前の金曜日の午前9時から午後4時までです。（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

●申込点数は、1回の予約につき1世帯5点までです。
●粗大ごみは事前に大きさを測って伝えてください。
●ソファや食器棚など、分かれるものは、それぞれで1点となります。
●受付期間内であれば、追加や変更は可能です。
●「受付番号」を受付センターより案内します。

●今まで通りの販売店もしくは環境課窓口で戸別粗大ごみシール500円券を購入してください。
●複数点出す場合は、それぞれにシールを貼ってください。

●申し込み時に確認した場所に粗大ごみを出してください。（建物内からの搬出はしません）
●立ち会いは不要ですが回収時間は指定できません。
●申し込みのされていないもの、戸別粗大ごみシールの貼っていないものは回収しません。

受付センター ☎(22)2480
受付時間 午前9時～午後4時（土・日曜日、祝日、年末年始は除く）

※今までどおりごみ集積場所に粗大ごみを出される「通常収集」の場合は、予約の必要はありません。

問 環境課 ☎(55)7114